

第5章 計画を円滑に推進するための役割

循環型社会を構築するため、県民、製造事業者、排出事業者、処理事業者、市町村及び県がそれぞれ次の役割に応じて行動することが求められます。

表 5-1-1 関係者と県の役割

主 体	求められる役割
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の発生が少ない商品や繰り返し使用できる商品、環境に配慮された商品の選択、レンタル・リース、シェアリング等のサービス利用、長期間使用、食べきり・使い切り・生ごみの水切り等により、一般廃棄物の排出抑制に努める。 ○使わなくなった物のうち有用なものを製品として再使用する。 ○市町村等による分別・リサイクル等の循環的利用の取組に協力する。 ○市町村が発信する情報に応じて、災害廃棄物の分別、適切な仮置場の利用等を行う。 ○美化活動への参加などを通して、ごみの削減に対する意識を高める。
製造事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出の量の削減等を意識した原材料の選択や製造・輸送工程の工夫、不要品の有効利用等により、廃棄物の排出抑制に努める。 ○自らが製造を行った製品や容器等が廃棄物となったものを極力自主的に引き取ること、静脈産業との連携により再生材を積極的に活用すること等により循環的利用に努める。
排出事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の再生利用等による減量化、製造事業者と廃棄物・リサイクル事業者の動静脈連携による再生材の活用など、循環利用に努める。 ○法令を遵守し、廃棄物処理事業者への処理委託等により廃棄物を適正に処理する。
処理事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○法令を遵守し、廃棄物を適正に処理する。 ○分別・リサイクル等の循環的利用に努める。 ○講習等を通じて知識や処理技術の向上に努める。 ○施設や処理状況に関する情報等の公開により、住民への信頼の確保に努める。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○NPOや教育機関、学識経験者等と連携した普及啓発や情報提供、環境教育等により、住民とともに取組を推進する。 ○分別収集の推進及び再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用を推進する。 ○一般廃棄物を適正に処理するとともに、一般廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に向けた取組の推進等を行うよう努める。 ○容器包装リサイクル法や小型家電リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装及び使用済小型家電の回収体制の構築や住民への普及啓発を推進する。 ○プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化のための体制・施設の整備、分別基準の策定など必要な措置を講ずるよう努める。 ○災害廃棄物の処理体制の構築を推進する。
県	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村への技術的助言等、関係機関と連携して廃棄物処理の広域化・集約化などの施策を推進する。 ○市町村等職員の人材育成を支援する。 ○事業者への指導監督に努める。 ○事業者及び県民から施策の推進に寄与する情報の収集に努める。 ○民間事業者による処理能力確保を基本としつつ、必要な廃棄物処理施設の整備を推進する。 ○県内における災害廃棄物の広域処理体制の構築を支援する。

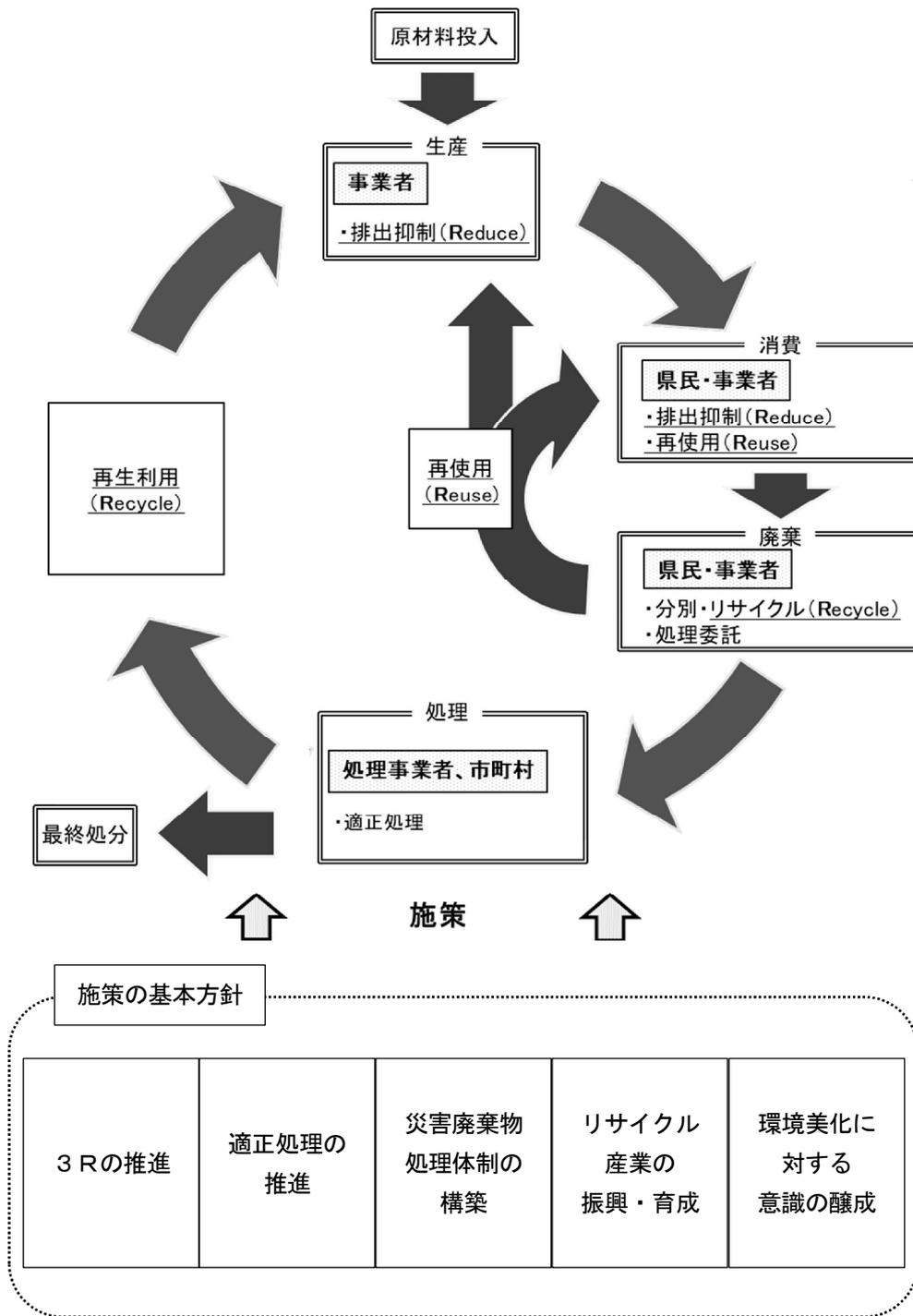


図 5-1-1 循環型社会の各段階における各主体の役割と施策の基本方針